

自然災害発生時における業務継続計画

法人名 (事業所名)	Himawari 国際株式会社 (アストラポルテ FC 土浦)	種別	放課後等デイサービス
代表者	徐 偉	管理者	会田 純也
法人所在地 (事業所所在地)	茨城県筑西市甲 281 番地 1 (茨城県土浦市中高津 1-22- 36)	電話番号 (事業所電話番号)	0296-45-5422 (029-886-5324)

目次

1. 総論	1
(1) 基本方針.....	1
(2) 推進体制.....	1
(3) リスクの把握.....	1
① ハザードマップなどの確認.....	1
② 被災想定.....	2
(4) 優先業務の選定.....	3
① 優先する事業.....	3
② 優先する業務.....	4
(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し.....	4
① 研修・訓練の実施.....	4
② BCPの検証・見直し.....	4
2. 平常時の対応	4
(1) 建物・設備の安全対策.....	4
① 人が常駐する場所の耐震措置.....	4
② 設備の耐震措置.....	4
③ 水害対策.....	5
(2) 電気が止まった場合の対策.....	5
(3) ガスが止まった場合の対策.....	5
(4) 水道が止まった場合の対策.....	6
① 飲料水.....	6
② 生活用水.....	6
(5) 通信が麻痺した場合の対策.....	6
(6) システムが停止した場合の対策.....	6
(7) 衛生面（トイレ等）の対策.....	6
① トイレ対策.....	6
② 汚物対策.....	7
(8) 必要品の備蓄.....	7
(9) 資金手当て.....	8
3. 緊急時の対応	8
(1) BCP発動基準.....	8
(2) 行動基準.....	9
(3) 対応体制.....	10
(4) 対応拠点.....	10
(5) 安否確認.....	11

① 利用者の安否確認.....	11
② 職員の安否確認.....	11
(6) 職員の参集基準.....	11
(7) 避難場所・避難方法.....	12
(8) 重要業務の継続.....	12
(9) 職員の管理(ケア).....	13
① 休憩・宿泊場所.....	13
② 勤務シフト.....	13
(10) 復旧対応.....	13
① 破損個所の確認.....	13
② 業者連絡先一覧の整備.....	14
③ 情報発信(関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応).....	14
4. 他施設との連携.....	14
(1) 連携体制の構築.....	14
① 連携先との協議.....	14
② 連携協定書の締結.....	14
③ 地域のネットワーク等の構築・参画.....	15
(2) 連携対応.....	15
① 事前準備.....	15
② 利用者情報の整理.....	15
③ 共同訓練.....	15
5. 地域との連携.....	16
(1) 被災時の職員の派遣.....	16
(2) 福祉避難所の運営.....	16
① 福祉避難所の指定.....	16
② 福祉避難所開設の事前準備.....	16
6. 通所系・固有事項.....	16
7. 訪問系・固有事項.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
8. 相談支援事業・固有事項.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
<更新履歴>.....	17
(参考) 記入フォーム例.....	18
【様式①】自施設の被災想定.....	19
【様式②】施設・設備の点検リスト.....	20
【様式③】備蓄品リスト.....	21
【様式④】利用者の安否確認シート.....	22
【様式⑤】職員の安否確認シート.....	23

【様式⑥】 建物・設備の被害点検シート	24
【様式⑦】 連絡先リスト	25

1. 総論

(1) 基本方針

本計画は、大地震等の自然災害や感染症のまん延などをはじめとした突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断せざるを得なくなった場合であっても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示すものである。

(2) 推進体制

主な役割	部署・役職	氏名	補足
統括責任	災害対策委員長	会田純也	(代行者) ■■■■■
BCP の策定及び見直し	BCP 策定責任者	会田純也	(代行者) ■■■■■
職員への研修・訓練の計画	研修・訓練責任者	会田純也	(代行者) ■■■■■

(3) リスクの把握

① ハザードマップなどの確認

(別紙・巻末にて)

土浦市洪水ハザードマップ

土浦市土砂災害ハザードマップ

液状化危険度マップ

内水ハザードマップ

道路冠水マップ

揺れやすさマップ

土浦市地域危険度マップ

② 被災想定

【自治体公表の被災想定】茨城県地震被害想定調査報告書（概要版）平成30年12月より

交通施設被害（道路、鉄道、港湾、空港）

緊急輸送道路における橋梁の被害は、落橋や橋の変形など、機能等の回復に長期を要する大被害はほぼ発生せず、部分的な亀裂やコンクリートの剥離などの中・小被害もわずかに発生する程度と予測される。一方で、橋梁部分以外の平面道路については、27箇所の被害が発生すると予測される。

緊急輸送道路上のトンネルについては、震度6強以上となる地域にはなく、交通支障に至る被害は発生しないと予測される。

鉄道については、在来線等で465箇所の橋梁の軽微な被害や軌道の変状など様々な被害のほか、電柱や架線等の被害が発生し、県南の路線を中心に点検・復旧による運転再開に時間を要する。

港湾について、沿岸部の施設は、茨城港大洗港区や鹿島港で中被害となるふ頭があるが、耐震強化岸壁を中心に利用困難となるような被害は発生しないと予測される。

茨城空港周辺では、震度6弱の揺れに見舞われるものの液状化の可能性は低く、点検の後、運航を再開できると予測される。

ライフライン被害、通信施設被害

電力は、水戸市以南の多くの市町村で被災直後に8,9割の停電が発生するが、復旧は早く、1日後には5割弱、遅くとも1週間後には概ね停電は解消する。

上水道は、被災直後、水戸市以南の多くの市町村で、8,9割の断水が発生すると予測される。1日後には復旧が進み、8割を超える断水は石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市となる。1週間後に龍ヶ崎市、常総市、牛久市、つくばみらい市で3割を超える断水が継続するものの、多くの市町村で復旧が進む。1ヶ月後には復旧は大幅に進むが、長期の応急給水活動や上水道の復旧作業が必要となる。

下水道も、上水道同様に被災直後、水戸市以南の多くの市町村で、8,9割の機能支障が発生する。復旧は上水道よりも早く、1日後に機能支障が8割を超える市町村は龍ヶ崎市、取手市、つくば市、つくばみらい市となり、1週間後には概ね機能支障は解消していると予測される。

都市ガスは、一定規模の揺れが発生した市町村でガスの供給が停止されるため、都市ガスが供給される多くの市町村で供給停止率が100%となる。その後復旧は進むが、1ヶ月後でも土浦市や石岡市、かすみがうら市、つくばみらい市、阿見町において2割以上の供給停止が継続している。

固定電話は、水戸市以南の多くの市町村で8,9割が不通となる。4日後には不通回線が2割程度となり、1週間後には不通は解消する。

携帯電話は、被災直後は基地局への非常用電源の整備や移動基地局の配備により、基地局の停波は概ね発生しないが、バッテリーや非常用電源の燃料の枯渇等により被災1日

後には神栖市、鹿嶋市を除き、ひたちなか市以南の市町村でつながりにくい状況となる。さらに、通信会社による規制や通信の集中によって、固定電話及び携帯電話ともに広範囲で輻輳が発生して、つながりにくい状況となる。

【自施設で想定される影響】

	当日	2 日 目	3 日 目	4 日 目	5 日 目	6 日 目	7 日 目	8 日 目	9 日 目
電力	使用不能 (復旧待ち)		復旧	→	→	→	→	→	→
飲料水	備蓄	配給と復旧を待つ							
生活用水	配給と復旧を待つ (トイレが汲み取り式のため、トイレ使用可能。手洗いなどの衛生面での課題有)								
ガス	使用不能 (復旧待ち)								
携帯電話	使用不能 (復旧待ち)		復旧	→	→	→	→	→	→
メール	使用不能 (復旧待ち)		復旧	→	→	→	→	→	→

(4) 優先業務の選定

① 優先する事業

<優先する事業>

(1) 放課後等デイサービス

(2)

<当座休止する事業>

(1)

(2)

② 優先する業務

優先業務	必要な職員数			
	早朝	午前	午後	夜間
直接支援	0人	4人	4人	0人

(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

① 研修・訓練の実施

<ul style="list-style-type: none"> ・年2回以上の避難訓練を実施する、 ・また年1回以上はBCP研修・訓練を実施し、被災時について検討を行う。
--

② BCPの検証・見直し

<p>検証として、避難訓練実施後に報告書を作成し、報告書を元に協議を行う。 必要に応じて、BCPの見直しを行うことで、利用児童の安全を確保していきたい。</p>
--

2. 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
アストラポルテ FC 土浦 茨城県土浦市中高津 1-22-36	平成5年9月新築	新耐震基準設計

② 設備の耐震措置

対象	対応策	備考
消火器具の設備	業者による消防設備点検を定期的に行う また、消火器の設置場所も確認する	

③ 水害対策

対象	対応策	備考
浸水による危険性の確認	毎月 1 回点検を実施。	
外壁のひび割れ、欠損、膨らみ	毎月 1 回点検を実施。	
暴風雨による危険性の確認	毎月 1 回点検を実施。	
周囲に倒れそうな樹木、飛散しそうなものはないか	毎月 1 回点検を実施。	

(2) 電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
情報機器：PC、スマホ	バッテリー充電器の用意
冷蔵庫、冷凍庫	夏場は暑さ対策として保冷材等用意
照明器具	懐中電灯、乾電池の用意
暖房機器	カイロ

(3) ガスが止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と代替策を記載する。

稼働させるべき設備	代替策
給湯器	冬場の温水使用のために使用するが、緊急性は低い

水道が止まった場合の対策

被災時に必要となる飲料水および生活水の確保を記載する。

① 飲料水

(利用者数+職員数) × 2L × 1 日分の飲料水を備蓄する。保存期間に留意する。

② 生活用水

被災直後の給水可能な状態時に、180容器 2つの給水を行う予定。
またウェットシートなどの活用も想定している。

(5) 通信が麻痺した場合の対策

被災時に施設内で実際に使用できる方法(携帯メール)などについて、使用可能台数、
バッテリー容量や使用方法等を記載する。

→ 携帯電話/携帯メール/PCメール/SNS等

- ・職員個人の携帯(全員 LINE 可)
- バッテリーの購入予定
- ・

(6) システムが停止した場合の対策

データの喪失に備えて、最新データのバックアップを定期的に行う。

(7) 衛生面(トイレ等)の対策

① トイレ対策

【利用者】

事業所のトイレが汲み取り式のため、使用は可能である。
手洗いができないので、ウェットシートで簡易的に対応をする。

(万が一、汲み取り式が使用不可能な場合について)

- 1.簡易トイレ及び消臭固形剤を備蓄しておく。
- 2.電気・水道が止まった場合

- (1)速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置し、そちらを利用する。
- (2)排泄物や使用済みのおむつなど、所定のごみ置き場へ保管する。
- (3)汚物には、消臭固形剤を使用する。

【職員】

利用者との使用方法と同様に対応する。

② 汚物対策

排泄物や使用済みのオムツなどの汚物の処理方法を記載する。

排泄物などは、ビニール袋に入れて消臭固形剤を使用して密閉し、利用者の出入りのない空間へ衛生面に留意して隔離、保管しておく。
消臭固形剤を使用した汚物は、燃えるごみとして処理が可能である。

(8) 必要品の備蓄

被災時に必要な備品はリストに整理し、計画的に備蓄する（別紙にて）。

定期的にもリストの見直しを実施する。備蓄品によっては、消費期限があるため、メンテナンス担当を決め、定期的買い替えるなどのメンテナンスを実施する。

【飲料・食品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当

【医薬品・衛生用品・日用品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当

【備品】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当

(9) 資金手当て

会社で保険に加入している。

緊急時の対応

(1) BCP発動基準

【地震による発動基準】
 土浦市周辺において、震度6以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱を総合的に勘案し、管理者が必要と判断した場合、管理者の指示により BCP を発動し、対策本部を設置する。

【水害による発動基準】
 ・大雨警報（土砂災害）、洪水警報が発表されたとき。

【情報源】
 ・緊急地震速報、インターネット、テレビ、ラジオ、茨城県障害福祉課、土浦市障害福祉課、土浦市防災行政無線

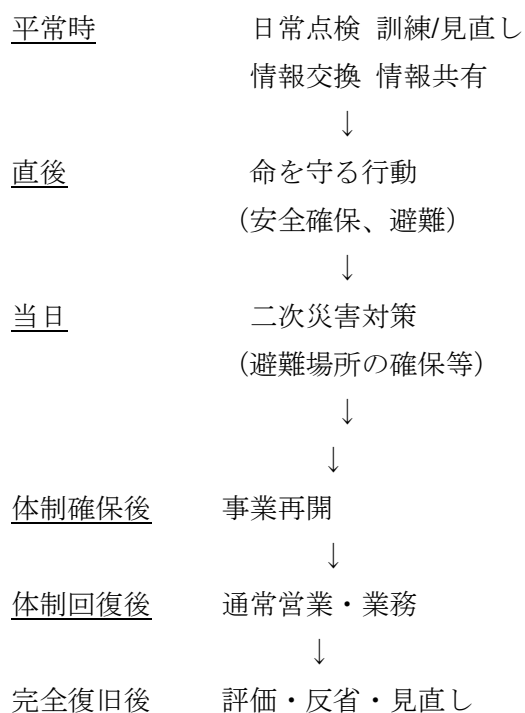
また、管理者が不在の場合の代替者も決めておく。

管理者	代替者①	代替者②
会田純也		

(2) 行動基準

発生時の行動指針は、下記の通りとする。

- ① 自身及び利用者の安全確保
- ② 二次災害への対策（火災や建物の倒壊など）
- ③ 地域との連携
- ④ 情報発信



○連携

事業所間連携、行政、関係機関連携

○情報発信

利用者家族安否情報、事業所情報

○支援体制確保（人員、物資等）

(3) 対応体制

【地震防災活動隊】 隊長：管理者（代行者・常勤職員 A）

地震災害応急対策の実施全般について一切の指揮を行う。

【情報班】 行政と連絡をとり、正確な情報の入手に努めるとともに適切な指示を仰ぎ、隊長に報告するとともに、利用家族へ利用者の状況を連絡する。活動記録をとる。

班長：管理者（代行者・常勤職員 A）

【消火班】 地震発生直後直ちに火元の点検、発火の防止に万全を期すとともに、発火の際には消火に努める。

班長：常勤職員 B（代行者・常勤職員 A）

【応急物資班】 食料、飲料水の確保に努めるとともに、飲料水等の配布を行う。

班長：常勤職員 B（代行者・常勤職員 A）

【安全指導班】 利用者の安全確認、施設設備の損傷を確認し報告する。隊長の指示がある場合は利用者の避難誘導を行う。家族への引継ぎを行う。

班長：常勤職員 C（常勤職員 B）

【救護班】 負傷者の救出、応急手当及び病院などへの搬送を行う。

班長：常勤職員 D（常勤職員 B）

【地域班】 地域住民や近隣の福祉施設と共同した救護活動、ボランティア受け入れ体制の整備対応を行う。

班長：常勤職員 C（常勤職員 D）

(4) 対応拠点

第1 候補場所、第2 候補場所

(4) 対応拠点

緊急時対応体制の拠点となる候補場所を記載する（安全かつ機能性の高い場所に設置する）。

第1 候補場所	第2 候補場所	第3 候補場所
土浦第四中学校	アストラポルテ FC 土浦 (被害状況による)	

(5) 安否確認

① 利用者の安否確認

震災発生時の利用者の安否確認方法を検討し、整理しておく（別紙で確認シートを作成）。
なお、負傷者がいる場合には応急処置を行い、必要な場合は速やかに医療機関へ搬送できるよう方法を記載する。

【安否確認ルール】

震災発生時は、電話、SNS 等にて利用者の安否確認を行う。
お預かり時に負傷者が発生した場合には応急処置を行い、必要な場合は近隣の病院へ搬送する。

【医療機関への搬送方法】

災害発生時は、救急車の出動について困難が予想される。
送迎車にて搬送するが、事前に受け入れ先の状況を確認して対応することが望ましい。

② 職員の安否確認

地震発生時の職員の安否確認方法を複数検討し準備しておく（別紙で確認シートを作成）。

（例）携帯電話、携帯メール、PCメール、SNS等

【施設内】

職員の安否確認は、利用者の安否確認とあわせて行い、管理者に報告する。

【自宅等】

自宅等で被災した場合(自地域で震度 5 強以上)は、①電話、②SNS、③災害用伝言ダイヤルで、事業所に自身の安否情報を報告する。
報告する事項は、自身・家族が無事かどうか、出勤可否を確認する。

(6) 職員の参集基準

発災時の職員の参集基準を記載する。なお、自宅が被災した場合など参集しなくてもよい場合についても検討し、記載することが望ましい。

1. 震度 6 強以上の揺れが発生した場合は、職員から事業所に連絡をとり、30 分以上連絡が取れない場合は、安全を確保しながら参集する。
2. 自らまたは家族が被災した場合や、交通機関、道路などの事情で参集が難しい場合は、参集しなくてよい。

【自動参集基準の対象外】

自宅が被災または、道路が寸断する等の理由により、出勤することで職員に危険が及ぶ場合には三集は行わないものとする。

(7) 避難場所・避難方法

地震などで一時的に避難する施設内・施設外の場所を記載する。また、津波や水害などにより浸水の危険性がある場合に備えて、垂直避難の方策について検討しておく。

	第1 避難場所	第2 避難場所
避難場所	土浦第四中学校	アストラポルテ FC 土浦 玄関前スペース
避難方法	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩もしくは車両にて避難移動する。 ・車両での避難は、歩行移動が困難な利用者を優先する。 ・避難時は靴を履く。 ・利用者がいる場合は、安全に留意しながら利用者の誘導を行う。 ・車や落下物（ガラス片、ブロック塀等）に注意する。 ・避難にあたっては、事業所内に残された人がいないか、大声で確認しながら避難する。 ・避難時「持ち出し袋」を忘れないようにする。 	<p>（被害状況により、避難場所とする）</p> <p>◎二次被害に要注意！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天井からの落下物に留意する。 ・ガラス片などにも留意する。 ・館内は極力、靴を履く。

(8) 重要業務の継続

経過目安	発生後 6 時間	発生後 1 日	発災後 2 日	発災後 3 日
職員数	出勤率 30%	出勤率 30%	出勤率 50%	出勤率 70%
在庫量	100%	80%	60%	40%
ライフライン	停電、断水	停電、断水	停電、断水	断水
重要業務の基準	利用者・職員の安全確認、安全な引き渡し	安全と生命を守るための必要最低限（待機児童がいる場合）	一時閉所、利用者減とするが、通常に近づける	一時閉所、利用者減とするが、通常に近づける

食事補助	必要最小限	必要最小限	必要最小限	必要最小限
水分補給	必要最小限	必要最小限	必要最小限	必要最小限
その他				

(9) 職員の管理(ケア)

① 休憩・宿泊場所

震災発生後、職員が長期間帰宅できない状況も考えられるため、候補場所を検討し、指定しておく。

休憩場所	宿泊場所
FC 土浦 室内運動場（安全性が確保されている際に、安全なスペースを開放）	FC 土浦 室内運動場（安全性が確保されている際に、安全なスペースを開放）

② 勤務シフト

震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。参集した職員の人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう災害時の勤務シフト原則を検討しておく。

【災害時の勤務シフト原則】

参集した職員の人数により、なるべく職員の体調及び負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう災害時の勤務シフトは柔軟に取り扱うこととする。

(10) 復旧対応

① 破損個所の確認

復旧作業が円滑に進むように施設の破損個所確認シートを整備し、別紙として添付しておく。

<建物・設備の被害点検シート例>

対象		状況（いずれかに○）	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	エレベーター	利用可能／利用不可	
	電気	通電 / 不通	
	水道	利用可能／利用不可	
	電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	
	・・・		

建物・設備 (フロア単位)	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	
	・・・		

② 業者連絡先一覧の整備

円滑に復旧作業を依頼できるよう各種業者連絡先一覧を準備しておく。

業者名	連絡先	業務内容
株式会社 フタバ建設	0297-44-9771	総合建築

③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

公表のタイミング、範囲、内容、方法についてあらかじめ方針を定めて記載する。

情報発信にあたっては、法人を含む合議を踏まえて行う。

発表にあたっては、利用者及び職員のプライバシーにも配慮する。

4. 他施設との連携

(1) 連携体制の構築

① 連携先との協議

連携先と連携内容を協議中であれば、それら協議内容や今後の計画などを記載する。

○アストラポルテ FC 筑西

茨城県筑西市甲 281 番地 1 TEL : 0296-45-5422

・人的支援（職員の施設間派遣など）・物的支援（不足物資の援助、搬送など）

② 連携協定書の締結

地域との連携に関する協議が整えば、その証として連携協定書を締結し、写しを添付する。

今のところ、なし。

③ 地域のネットワーク等の構築・参画

施設・事業所等の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設・事業所等を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。地域で相互に支援しあうネットワークが構築されている場合はそれらに加入することを検討する。

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容
アストラポルテ FC 筑西	0296-45-5422	・ 人的支援（職員の施設間派遣など） ・ 物的支援（不足物資の援助、搬送など）

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
よつばクリニック	029-835-3388	協力医療機関

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
茨城県障害福祉課	029-301-3363	行政機関
土浦市障害福祉課	029-826-1111	行政機関

(2) 連携対応

① 事前準備

連携協定に基づき、被災時に相互に連携し支援しあえるように検討した事項や今後準備すべき事項などを記載する。

法人内で情報を共有している。2事業所での運営体制の体制強化を図っていく。

② 利用者情報の整理

法人内で情報を共有している。2事業所での運営体制の体制強化を図っていく。

③ 共同訓練

連携先と共同で行う訓練概要について記載する。

法人内で情報を共有している。2事業所での運営体制の体制強化を図っていく。

5. 地域との連携

(1) 被災時の職員の派遣

(災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録)

地域の災害福祉支援ネットワークの協議内容等について確認し、災害派遣福祉チームのチーム員としての登録を検討する。

災害時に、公的な対策本部から要請があった際は対応していく。

(2) 福祉避難所の運営

① 福祉避難所の指定

福祉避難所の指定を受けた場合は、自治体との協定書を添付するとともに、受入可能人数、受入場所、受入期間、受入条件など諸条件を整理して記載する。

社会福祉施設の公共性を鑑みれば、可能な限り福祉避難所の指定を受けることが望ましいが、仮に指定を受けない場合でも被災時に外部から要援護者や近隣住民等の受入の要望に沿うことができるよう上記のとおり諸条件を整理しておく。

福祉避難先として必要な設備を備えてはいないが、利用児童家族からの要望で利用の申し出があった際は対応していきたい。

② 福祉避難所開設の事前準備

福祉避難所として運営できるように事前に必要な物資の確保や施設整備などを進める。

また、受入にあたっては支援人材の確保が重要であり、自施設の職員だけでなく、専門人材の支援が受けられるよう社会福祉協議会などの関係団体や支援団体等と支援体制について協議し、ボランティアの受入方針等について検討しておく。

物資について、積極的な開設ではないため、利用希望者自身の対応を必要とする。
また開設時の対応は、管理者とする。

6. 通所系・固有事項

【平時からの対応】

○サービス提供中に被災した場合に備え、緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先

や連絡手段（固定電話、携帯電話、メール等）を把握しておく。

○平常時から、地域の避難方法や避難場所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会、事業所団体等）と良好な関係を作るよう工夫する。

【災害が予想される場合の対応】

○台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止・縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめその基準を定めておくとともに、利用者やその家族にも説明する。

【災害発生時の対応】

○サービス提供を長時間休止する場合は、必要に応じて、他事業所のサービス等への変更を検討する。

○利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後、あらかじめ把握している緊急連絡先を活用し、利用者家族への安否状況の連絡を行う。

利用者の安全確保や家族への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援する。その際、送迎者の利用が困難な場合も考慮して、手段を検討する。

帰宅にあたって、可能であれば利用者家族の協力も得る。

関係機関とも連携しながら事業所での宿泊や近くの避難所への移送等で対応する。

<更新履歴>

更新日	更新内容	更新者
令和6年2月9日	作成	会田純也
令和6年4月1日	施行	会田純也
令和6年10月1日	更新（協力医療機関：山手医院⇒よつばクリニック）	会田純也
令和7年1月1日	更新（事業所名：ドレミファソライズ FC 土浦⇒アストラポルテ FC 土浦）	会田純也

(参考)

記入フォーム例

(参考) 記入フォーム例

【様式①】 自施設の被災想定

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	・・・
(例) 電力	自家発電機 →	復旧	→	→	→	→	→	→	→	→
電力										
E V										
飲料水										
生活用 水										
ガス										
携 帯 電 話										
メール										
・・・										
・・・										

【様式②】 施設・設備の点検リスト

場所/対象	対応策	備考
建物（柱）	柱の補強/X型補強材の設置	旧耐震基準設計のもの
建物（壁）	柱の補強/X型補強材の設置	旧耐震基準設計のもの
パソコン	耐震キャビネット（固定）の採用	
キャビネット	ボルトなどによる固定	
本棚	ボルトなどによる固定	
金庫	ボルトなどによる固定	
浸水による危険性の確認	毎月 1 日に設備担当による点検を実施。年 1 回は業者による総合点検を実施。	
外壁にひび割れ、欠損、膨らみはないか	同上	
開口部の防水扉が正常に開閉できるか	故障したまま	4 月までに業者に修理依頼
暴風による危険性の確認	特に対応せず	3 月までに一斉点検実施
外壁の留め金具に錆や緩みはないか		
屋根材や留め金具にひびや錆はないか		
窓ガラスに飛散防止フィルムを貼付しているか		
シャッターの二面化を実施しているか		
周囲に倒れそうな樹木や飛散しそうな物はないか		

【様式⑥】 建物・設備の被害点検シート

対象		状況 (いずれかに○)	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	エレベーター	利用可能／利用不可	
	電気	通電 / 不通	
	水道	利用可能／利用不可	
	電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	
	・・・		
(フロア単位) 建物・設備	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	
	・・・		

